

第4章 原子力災害対策

第1節 原子力災害予防対策計画

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故は、山梨県にも風評被害等さまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力発電所は存在せず、原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力浜岡原子力発電所においても、県境南部まで約70km、当市南部まで約120kmである。

しかし、福島第1原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できる体制を整備する。

※ 「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」として、国際原子力機関の基準では、原子力発電所の場合は、半径約5～30kmとしている。

本章における用語の意義は次のとおりとする。

- ・ 「原子力災害」・・・原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害（原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）をいう。
- ・ 「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・ 「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・ 「原子力事業者」・・・原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・ 「原子力事業所」・・・原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・ 「特定事象」・・・原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間当たり500 μ Sv以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- ・ 「原子力緊急事態宣言」・・・原子力事業所の区域付近において1時間当たり500 μ Sv以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう。（原災法第15条）

1 本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在するが、1～5号機のうち、1号機、2号機は既に運転を終了しており、3～5号機は東日本大震災以降運転停止中である。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害予防に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次を実施する。

- (1) 県、他市町村、静岡県、原子力事業所及びその他防災関係機関等との連携強化
- (2) 多様な通信手段を活用した情報収集体制の強化
- (3) 原子力災害予防に関する専門家との連携強化

3 モニタリング体制等の整備

(1) 平時におけるモニタリングの実施

市は、緊急時における影響評価に用いるため、平時における大気中の放射線モニタリングを実施し、データを収集・蓄積する。

(2) モニタリング機器の整備

市は、平時又は緊急時における市内の環境に対する放射線物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の整備に努める。

4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 浜岡原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

5 防災業務職員に対する研修

原子力災害予防対策の円滑な実施を図るため、防災業務職員に対し実施される研修に積極的に参加する。

第2節 原子力災害応急対策計画

中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本市、本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を示す。

なお、これら以外の場合であっても、原子力災害対策上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

1 市の対応

(1) 特定事象発生後

特定事象発生の情報を得た場合、市職員を第1配備の体制とし、速やかに情報を収集する体制を確立するとともに、必要に応じ市民に連絡する。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後

原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、市職員を第2配備の体制とし、情報の収集、連絡体制を確立し、第3配備体制の準備を行う。また、緊急時のモニタリングを開始する。

なお、放射線モニタリングの分掌は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ア 市民対策部環境班 | 大気、廃棄物の検査 |
| イ 農林商工対策部農業振興班 | 農林畜産物、工業製品の検査 |
| ウ 建設対策部下水道班 | 下水汚泥の検査 |
| エ 企業対策部施設班 | 飲料水の検査 |

2 避難者の受け入れ

原子力災害により、他都道府県から本市へ避難者の流入があった際、市は一時的な避難所を確保するとともに、県営住宅、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

なお、県営住宅の受け入れについては、県との調整を図る。

3 屋内避難、避難誘導等の防護活動

万一、本市に対し原災法第15条（原子力緊急事態宣言等）の規定に基づく指示があった場合、市民に対し速やかに情報の提供を行う。

なお、情報の提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮する。

表 屋内退避又は避難等に関する指標

(原子力安全委員会「防災指針」より抜粋)

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に際しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。

50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。
------	-------	--------------------------------------

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

4 医療活動

市民の健康不安を解消するため、必要に応じ、県と調整を図りつつ健康相談窓口を設置する等、メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して市民の生命・健康の保全に努める。

5 住民等への的確な情報伝達活動

県と連携し、必要に応じ相談窓口を設置するなど市民等からの問い合わせに対応する。

6 風評被害等の影響への対策

原子力被害による風評被害の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時のモニタリング結果を迅速に公表し、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。